

ヘリコプタ甲板の定義の見直しに関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

ヘリコプタ甲板の定義の見直しに関する事項

改正理由

ヘリコプタ甲板を有する船舶にあっては、ヘリコプタ着陸の際の火災に備えるために適切な消火設備等が要求されている。この場合のヘリコプタ甲板とは、本会規則においては、ICS のガイドライン（Guide to Helicopter/Ship Operation）を参考に、ヘリコプタの着陸用又はウィンチング操作用に船上に設けられた場所と定義しているが、2000 年に改正された SOLAS 条約においてはヘリコプタ甲板にウィンチング操作用の場所は含まれていない。

このため、SOLAS 条約で規定されるヘリコプタ甲板の定義との整合を図るとともに、ヘリコプタ甲板に要求される消火設備に関する適用についても SOLAS 条約と整合させるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ヘリコプタ甲板の定義を改めた。
- (2) ヘリコプタがヘリコプタ甲板を有しない船舶に対して臨時若しくは緊急に着陸する又はウィンチング作業を行う場合に必要な消火設備の要件を改めた。